

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」(<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>)に掲示し、平成22年8月10日まで縦覧に供する。

平成22年6月18日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成22年6月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人さぬきっずコムシアター

高橋 勝子

丸亀市土器町東5丁目515番地

3 定款に記載された目的

この法人は、子どもやおとなに対して、演劇をはじめとする優れた文化・芸術の鑑賞や創造活動の推進、また社会体験や社会参画の機会の充実などを図り、文化・芸術の振興と、子どもとおとなが豊かに育ち合える地域社会づくりに寄与することを目的とする。